

## 【届出制手数料に係る手数料表 38 ユ -300158】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	なし
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成功報酬 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;">最大 50 %</span></li>   <li>期間の定めのある雇用契約の紹介の場合、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;">最大 50 %</span></li> </ul> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;">最大 50 %</span></li> </ul> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着手金 <span style="float: right;">20,000 円</span></li> <li>・ 活動1日あたり <span style="float: right;">10,000 円</span></li>   <li>・ 成功報酬 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;">最大 50 %</span></li>   <li>期間の定めのある雇用契約の紹介の場合、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;">最大 50 %</span></li> </ul> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 万円</li> </ul> <p>手数料負担者は 関係雇用主 とします。</p>

### 返戻金制度に関する事項

当社では、返戻金制度を設けています。

入社日より1ヶ月以内の退職の場合	成功報酬の80%を返戻いたします。
入社日より1ヶ月超2ヶ月以内の退職の場合	成功報酬の50%を返戻いたします。